

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する一般競争入札公告

（システム調整課）

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

（川越比企振興・東松山事務所）

○平成二十年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）

（土地水政策課）

○地籍調査の成果の認証

（ ）

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

（NPO活動推進課）

○熊谷都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）

（都市計画課）

○放置違反金関係事務委託に関する入札公告（会計課）

（会計課）

○建築基準法に基づく道路の位置の指定（北本県土）

（北本県土）

○開発行為に関する工事の完了公告

（杉戸県土）

○企業局財務オンラインシステム

開発業務委託に関する入札公告

（公営企業・財務課）

○企業局固定資産管理システム

発業務委託に関する入札公告

（ ）

告示

埼玉県告示第六百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年五月九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年9月1日（月）から平成25年8月31日（土）まで。ただし、平成21

年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部システム調整課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の賃貸」

のA等級に格付けされた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領 (平成8年6月13日付け出物第180号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領 (平成19年3月27日付け出物第1153号) に基づく指名除外措置を受けしていない者であること。
 - (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム調整課ネットワーク担当 竹内 友真、京谷 陽一 電話048-830-2282 (直通)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所 埼玉県庁第二庁舎10階地域衛星通信スタジオ
イ 日時 平成20年5月21日 (水) 午後1時30分
 - (4) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所 埼玉県庁第二庁舎10階地域衛星通信スタジオ
イ 日時 平成20年6月18日 (水) 午後1時30分
 - (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
ア あて先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム調整課ネットワーク担当
イ 受領期限 平成20年6月17日 (火) 午後5時 (必着)
ウ 提出方法

書留郵便によること。

- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の5以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年5月28日 (水) までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。
 - (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年埼玉県規則第106号) 第9条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年5月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature of Services Required :
Lease of 3,504 notebook personal computers for staff use.
- (2) Deadline for Submissions :
By regiered mail : 5 : 00 p.m., June 17, 2008.
In person : 1 : 30 p.m., June 18, 2008.
- (3) Contact Information :
Systems Adjustment Division, Planning and Finance Department,
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Telephone: 048-830-2282

埼玉県告示第六百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所にて

において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamakennpo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成二十年五月九日
埼玉県知事 上田清司
- 申請のあった年月日
平成二十年四月二十二日
- 一 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大地の郷
- 二 代表者の氏名

吉澤 勇二
主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡吉見町大字久保田一〇三六番地

五 定款に記載された目的
この法人は、吉見町及び、その周辺地域の障害を持つ人たちに對し、職能開発を行い、将来的に自立し、社会参加が出来るようにすることを旨として、障害者福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百六十五号

平成二十年地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第五項の規定により、公示する。
平成二十年五月九日

埼玉県知事 上田清司

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|------------------------------------|---------------------------|
| 川越市 | 福原第十九大東川越(むさし野、大字大塚、大字大塚新田の各一部) | 平成二十年五月九日から平成二十一年三月三十一日まで |
| 川越市 | 大東第八川越福原(むさし野、大字大塚、大字南大塚、大字新宿の各一部) | 平成二十年五月九日から平成二十一年三月三十一日まで |
| 熊谷市 | 小島四(小島の一部) | 平成二十年五月九日から平成二十一年三月三十一日まで |
| 熊谷市 | 小島五(小島の一部) | 平成二十年五月九日から平成二十一年三月三十一日まで |

| | | |
|------|----------------------|-------------------------------|
| 神川町 | 阿久原三二三 (上阿久原の一部) | 平成二十年五月九日から 平成二十一年三月三十一日まで |
| 北川辺町 | 麦倉Ⅰ (大字飯積、麦倉の各一部) | 平成二十年五月九日から 平成二十一年三月三十一日まで |
| 北川辺町 | 麦倉Ⅱ (大字麦倉の一部) | 平成二十年五月九日から 平成二十一年三月三十一日まで |

埼玉県告示第六百六十六号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年五月九日

埼玉県知事 上田清司

| | | | | |
|------------|------------------|--------------------|-----------------------|-----------|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地区 | 認証年月日 |
| 深谷市 | 平成十八年度 平成十九年度 | 地籍図 地籍簿 二十一冊 | 深谷第二十七 (櫛引、榎合の各一部) | 平成二十年五月一日 |

埼玉県告示第六百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年

度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用しての方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年五月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年四月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みんなの夢の音楽隊

三 代表者の氏名

今川 夏如

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区前地二丁目

一 一番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の一般市民に対し、コンサート会場などのあらゆる場所で、多様な歌や音楽の演奏を行う輪を広げることにより、人々の心を癒し、平和で安らぎのある社会の実現を目指し、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月九日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

熊谷都市計画道路三・二・一号市役

所通線、三・四・二号熊谷駅通線、三

・四・三号北大通線、三・三・四号熊

谷谷郷線、三・三・六号仲仙道、三・

三・七号星川通線、三・四・十号桜町

大橋線、三・三・十一号熊谷太田線、

三・四・十二号石原駅通線、三・四・

十四号籠原駅北口線、三・四・十五号

籠原仲仙道、三・四・十六号籠原駅南

口線、三・四・十七号籠原南大通線、

三・四・十八号御稜威ヶ原線、三・四

・十九号新国道東下方原線、三・一

・二十号熊谷バイパス、三・二・二十一

号熊谷バイパス、三・二・二十二号

125号行田バイパス、三・三・二十

三号森林公園北口線、三・四・二十四

号御正新田板井線、三・四・二十五号

中央通線、三・四・二十六号三本須賀

広線、三・五・二十七号熊谷小川線、

三・四・二十八号福祉センター通線、

三・四・二十九号第2北大通線、三・

四・三十号国道17号線、三・四・三

十一号佐谷田線、三・四・三十二号別

府玉井線、三・五・三十三号玉井高柳

線、三・四・三十四号御堂ヶ谷戸線、

三・五・三十六号新堀高柳線、三・四

・四十二号肥塚線、三・四・四十七号

妻沼熊谷線、三・四・四十八号新桐生

熊谷線、三・四・五十二号登り戸梶山

線及び三・五・五十四号梶山王子線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・十二号石原駅通線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

熊谷市石原二丁目及び石原字中沢の

各一部

(三・四・二十四号御正新田板井線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

熊谷市板井字新田並びに柴字塚越、

字下原及び字原谷並びに千代字萩山南並びに成沢字九郎左工門谷並びに樋春字悪場及び字悪場東並びに成沢字元稲荷前、字下前原、字合羽山及び字静簡院境内付並びに御正新田字上原及び字大坂並びに押切字大原の各一部

(三・四・二十五号中央通線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

熊谷市樋春字悪場東の一部

(三・四・二十六号三本須賀広線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

熊谷市江南中央一丁目、江南中央二丁目、三本字三本原及び押切字向山神

の各一部

(三・五・二十七号熊谷小川線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

熊谷市御正新田字大坂、字天神山及び字中原の各一部

(三・四・四十七号妻沼熊谷線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

熊谷市弥藤吾字湿気の一部

(三・四・四十八号新桐生熊谷線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

熊谷市妻沼字若宮前、字東岡、字西岡、字森廻、字岡前、字大我井、字烏森、字上町、字中町及び字下町並びに弥藤吾字下宿、字道祖神、字三ツ橋、字杉之道及び字王子並びに上根字長井庵の各一部

(三・四・五十二号登り戸梶山線)

イ 追加する土地の区域

熊谷市妻沼字大我井及び字上町の各一部

ロ 削除する土地の区域

熊谷市妻沼字神明、字錦森、字烏森、字大我井、字上町、字森下及び字酒巻窪の各一部

(三・五・五十四号梶山王子線)

イ 追加する土地の区域

熊谷市弥藤吾字杉之道の一部

ロ 削除する土地の区域

熊谷市弥藤吾字杉之道の一部

イ 追加する土地の区域

熊谷市弥藤吾字杉之道の一部

ロ 削除する土地の区域

熊谷市弥藤吾字杉之道の一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県熊谷県土整備事務所及び熊谷市都市

整備部都市計画課

四 縦覧期間
平成二十年五月九日から平成二十年

五月二十三日まで

埼玉県告示第六百六十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年五月九日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

放置違反金関係事務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年7月1日(火) から平成21年6月30日(火) まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、埼玉県電子入札共同システムにより行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持

参も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載

すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金

額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が

あるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とす

るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札

書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

(2) 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ、かつ物品等の種類に「データエントリ」を含む者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 渡邊 電話048-832-0110 内線2245
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)
 - (3) 入札書受付期間
ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年6月2日(月)午後1時20分まで
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年5月30日(金)午後5時まで(必着)
代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。また、郵送により提出する場合は、書留郵便によること(委任状の提出は不要)。
 - (4) 開札の場所及び日時
埼玉県庁第二庁舎6階会計課執務室 平成20年6月2日(月)午後1時30分
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示すいずれかの方法で平成20年5月29日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 埼玉県電子入札共同システムを利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出場所に郵送又は持参すること。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年5月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(7) 支払条件
 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。
 (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年五月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

| 指定番号 | 指定年月日 | 指定した道路の位置 | 道路の幅員 (単位メートル) | 道路の延長 (単位メートル) | 申請者の住所及び氏名又は名称 |
|------|------------|--|-------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 第一号 | 平成二十年四月十五日 | 北足立郡伊奈町大字小針内宿字向小針千七百二十一―一、千七百三十六―一、千七百三十八―一、千七百三十九、千七百四十四―一、千七百六十五―一(上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業二百六十街区二画地の一部) | 四・三〇 | 一九・八四 | 蓮田市本町八番十一号 山岸工業株式会社 代表取締役 山岸和美 |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十九号

指令杉整第一九〇一九一二号

埼玉県公営企業告示第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

二 検査済証番号
 平成二十年四月三十日
 杉整第一七四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 北葛飾郡鷲宮町大字外野字弦代三九〇―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北葛飾郡鷲宮町大字外野二二五
 野本 純市

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。
 平成二十年五月九日

埼玉県公営企業管理者 樋口 和男

平成二十年五月九日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長
 平井 順一
 一 許可番号
 平成二十年四月三十日

一 調達内容
 (1) 購入等件名及び数量
 企業局財務オンラインシステム開発業務委託 一式
 (2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 (3) 履行期限
 平成21年3月31日(火)まで
 (4) 履行場所
 埼玉県企業局財務課長が指定する場所
 (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 国（日本郵政公社を含む。）、都道府県又は政令市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の公営企業会計に基づく財務オンラインシステムの構築又は維持管理の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

埼玉県企業局財務課課理担当 根本、鯨井

電話048-830-7038（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成20年6月5日（木）まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

職員会館2階 企業局会議室

イ 日時

平成20年5月16日（金）午後1時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

職員会館2階 202会議室

イ 日時

平成20年6月19日（木）午後1時30分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

埼玉県企業局財務課課理担当 根本、鯨井

イ 受領期限

平成20年6月18日（水）午後5時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

平成20年5月26日（月）午後5時までに、上記3(1)の提出場所へ提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から

提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

イ 入札者は、上記 3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業等の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第13号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。ただし、技術点が著しく低い場合（合計300点未満又は評価が著しく低い必須項目がある場合）は落札者としない。

イ 入札価格が、財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(4) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表（以下「評価表」という。）の必須項目をすべて満たしていること。なお、必須項目について記述がない場合は、失格とする。

イ 企画提案書の提案内容が、評価表の必須項目についてすべて記述されている者には、評価表に示す各項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて技術点を与えるものとする。

ウ 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする。

価格点=1,000×(1- (入札価格×1.05/予定価格))

エ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点

の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は、必須項目の技術点の高い者を落札者とし、これも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。

(8) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する。（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）

(9) 手続における交渉の有無
無

(10) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年 5 月20日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通） 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号）に提出すること。

(11) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(12) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required
Development of the Financial Online System of the Public Enterprise Bureau,Saitama Prefectural Government.

(2) Deadline for Submissions
By registered mail : 5 : 00 pm,June 18,2008

(3) Contact Point for More Information
Finance Division,Public Enterprise Bureau,
Saitama Prefectural Government.
Takasago 3-14-21,Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-0063
Ph.048-830-7038

別記 提案書評価表

| 区分 | 中区分 | 小区分 | 項番 | 記述内容 | 加点上限 | 必須項目 |
|----|--------|----------|------------------|---|------|------|
| 1 | 全般的事項 | 1 基本内容全般 | 1 | ①システム開発の目的を理解し、現状分析しシステムの移行がスムーズに実施できるよう、業務効率化の視点を踏まえて具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 2 | ①障害の予防や障害発生時の迅速な復旧のための工夫を具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 3 | ①利用者の待ち時間短縮に関する工夫を具体的に記述すること。②業務集中時におけるレスポンス確保の考え方を具体的に記述すること。 | 40 | 必須 |
| | | | 4 | ①システム全体のセキュリティ対策について、職員の執務環境、システム設置環境・利用形態等を考慮して、具体的かつ的確に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 5 | ①法改正、組織改正、本県その他の業務システムへの対応などによりシステムに修正・拡張等が生じる場合、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 6 | ①データ量の増加やシステム利用範囲の拡大などへの対策を具体的に記述すること。②制限事項がある場合は具体的に提示すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 7 | ①追加提案があれば記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 8 | ①基本となるOSについて具体的に記述すること、アビールポイント等を仕様書に基づき具体的に記述すること。また、都道府県又は政令指定都市で同等の業務における実施について、具体的に記述すること。 | 180 | 必須 |
| | | | 9 | ①業務システムの利用に慣れた職員や総務事務の事務処理及び制度内容を熟知していない職員が、誤りなく申請するための工夫を、イメージ図・フロー図などを用いて具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 10 | ①公営企業会計という特殊な状況に対応するソフト開発のポイントや、イメージ図・フロー図等を用いて具体的に記述すること。②基本的な考え方、アビールポイント等を具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 11 | ①業務繁忙期の緩和対策について、イメージ図・フロー図などを用いて具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 12 | ①仕様書を踏まえ、データ移行の考え方と実施方法を記述すること。②データ移行期間に考慮しておくべき事項とその対応策を記述すること。③受託者、既存システムベンダ及びユーザーの役割分担を具体的に記述し、ユーザーが実施すべき事項を具体的かつ的確に記述すること。④受託者は既存システムベンダから聴取し、現行システムからのデータ移行を適切に実施すること。 | 40 | 必須 |
| 2 | システム要件 | 1 | ①追加提案があれば記述すること。 | 20 | 必須 | |
| | | 2 | ①追加提案があれば記述すること。 | 20 | 必須 | |

| 区分 | 中区分 | 小区分 | 項番 | 記述内容 | 加点上限 | 必須項目 |
|----|---|-------------------|----|---|----------|------|
| 3 | 開発業務に関する要件 | 1 業務の実施体制及び業務遂行計画 | 1 | ①本業務の実施体制を詳細に記述すること。②統括責任者、プロジェクトリーダー及びその他の要員の姓名、部署、職名、経歴等を明記すること。③経歴は、本調達と類似の業務とし、具体的に記述すること。④プロジェクトリーダーは、リーダーとしての経験を記述すること。 | 40 | 必須 |
| | | | 2 | ①本システムの開発に当たり、システム・ネットワーク等へのアクセス管理するために、想定される課題及びその対応策について、具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 3 | ①本システムの品質を確保するための品質保証活動について、具体的に記述すること。②各テスト工程の時期、作業項目、作業体制及び作業分組について、具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 4 | ①対象職員に応じた研修計画及び実施方法について、仕様書に基づき、具体的かつ的確に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 5 | ①本システム全般の運用・保守体制及びその業務内容について、イメージ図などを用いて具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 6 | ①本システムの運用に当たり、ヘルプデスクの運用など、今後発生すると思われる課題、検討すべき事項及びその対応策について、具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 7 | ①本庁及び各地域機関への支援体制について、イメージ図などを用いて具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 8 | ①保守、運用体制及び業務内容について、具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 9 | ①障害時のバックアップ方法に関しては、ハード・ソフトについてそれぞれ具体的に記述すること。②そのバックアップ体制について、イメージ図などを用いて具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 10 | ①追加提案があれば記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 11 | ①追加提案があれば記述すること。 | 20 | 必須 |
| | | | 4 | 各機能に関する要件 | 1 予算管理機能 | 1 |
| 2 | ②現行システムの問題点を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 40 | | | | 必須 |
| 3 | ①追加提案があれば記述すること。 | 420 | | | | 必須 |
| 4 | ①追加提案があれば記述すること。 | 20 | | | | 必須 |

| | | | | |
|------------|----|---|------|----|
| 2 収入 管理 | 26 | ①仕様書等に基づいたシステムの現実に、そのデータベースを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 40 | 必須 |
| | 27 | ①仕様書等に基づいたシステムの現実に、そのデータベースを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 60 | 必須 |
| 3 支出 管理 | 28 | ①仕様書等に基づいたシステムの現実に、そのデータベースを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 40 | 必須 |
| | 29 | ①仕様書等に基づいたシステムの現実に、そのデータベースを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 60 | 必須 |
| 4 資金 管理 | 30 | ①仕様書等に基づいたシステムの現実に、そのデータベースを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | 31 | ①仕様書等に基づいたシステムの現実に、そのデータベースを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 30 | 必須 |
| 5 決算 管理 | 32 | ①仕様書等に基づいたシステムの現実に、そのデータベースを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 20 | 必須 |
| | 33 | ①仕様書等に基づいたシステムの現実に、そのデータベースを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 40 | 必須 |
| 2 収入 他 | 34 | ①追加提案があれば記述すること。 | 50 | 必須 |
| | 34 | ①追加提案があれば記述すること。 | 50 | 必須 |
| 5 その他 | | | | |
| 1 サイクルコスト | 1 | ①平成20年度の「ハードウェア等」別途調達となる経費及びその積算根拠を明確に記述すること。 ②平成21年度～平成25年度の「運用」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 ③上記の見積りには、算出した工数(人日等)と、工数を金額に置き換える際の単価を記述すること。 | 20 | 必須 |
| | 2 | ①本システムを稼働するために、想定されるハードウェア構成及びハードウェア要件を具体的に記述すること。 なお、製品は、業界標準に準拠したものを提案すること。 ②入力端末については、企業局LANで使用している職員PCを使用すること。 | 20 | 必須 |
| 3 ユニユーアル | 1 | ①管理者及び利用者が利用する操作マニュアルについて、その様式を具体的に記述すること。 ②マニュアルは、管理者用・利用者用ともに、企業局事務及び財務事務に携わったことのない職員でも分かりやすいものであること。 ③マニュアルの電子データは、後からの職員独自の加工が容易なものであること。 | 20 | 必須 |
| | 1 | ①追加提案があれば記述すること。 | 40 | 必須 |
| 4 他 | | | 40 | 必須 |
| 加算合計 | | | 1000 | |

埼玉県公営企業管第4号

次のような一環競争入札に付する。

平成二十年五月九日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

企業局固定資産管理システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

埼玉県企業局財務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 公営企業会計システムのうち、国(日本郵政公社を含む。)、都道府県又は政令市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)において、固定資産の管理に関するシステム開発の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

埼玉県企業局財務課出納・管財担当 浅野、高山 電話048-830-7035(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成20年6月5日（木）まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階 企業局会議室

イ 日時

平成20年5月16日（金）午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階 企業局会議室

イ 日時

平成20年6月19日（木）午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

イ 受領期限

平成20年6月18日（水）午後5時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年5月26日（月）午後5時までに3(1)の提出場所へ提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。ただし、技術点が著しく低い場合（300点未満又は評価

| | | | | | | | | | |
|--------------|---|------------------|--|------------------|-----|--|---|-----------------------------------|--|
| 1 本業務の実施体制等 | 1 業務実施体制及び業務遂行計画 | 12 | ①本業務の実施体制を詳細に記述すること。 ②総括責任者、プロジェクトリーダー及びその他の要員の社名、部署、職名、氏名、経歴等を明記すること。 ③経歴は、本調達と類似の業務とし、具体的に記述すること。 ④プロジェクトリーダーは、リーダーとしての経歴を記述すること。 | 40 | 必須 | | | | |
| | | | 13 | | | ①本業務遂行の全体及び業務別のスケジュールを詳細に記述すること。 | | | |
| | | | 14 | | | ①本システムの開発に当たり、情報セキュリティに係る想定される課題及びその対応策について、具体的に記述すること。 ②本システムの品質を確保するための品質保証活動について、具体的に記述すること。 ③各テスト工程の時期、作業項目、作業体制及び作業分相について、具体的かつ的確に記述すること。 | | | |
| | | | 15 | | | ①仕様書等を踏まえ、データ移行の考え方と実施方法を具体的に記述すること。 ②データ移行期間に考慮しておくべき事項とその対応策を具体的に記述すること。 ③受託者、既存システムベンダ等との役割分相を具体的に記述すること。 | | | |
| 2 導入・データ移行 | 1 品質保証方針 | 16 | ①仕様書等を踏まえ、データ移行の考え方と実施方法を具体的に記述すること。 ②データ移行期間に考慮しておくべき事項とその対応策を具体的に記述すること。 ③受託者、既存システムベンダ等との役割分相を具体的に記述すること。 | 40 | 必須 | | | | |
| | | | 2 データ移行計画 | | | 17 | ①対象職員に応じた研修計画及び実施方法について、仕様書に基づき、具体的かつ的確に記述すること。 | | |
| | | | | | | | 3 研修に関する要件 | 18 | ①本システム全般の運用・保守体制及びその業務内容について、具体的に記述すること。 |
| | | | | | | | | | 4 運用・保守要件 |
| 20 | ①障害時のバックアップ方法について、ハードウェアとソフトウェアに分けて、それぞれ具体的に記述すること。 ②そのバックアップ体制について、イメージ図などを用いて具体的に記述すること。 | | | | | | | | |
| | 21 | ①追加提案があれば記述すること。 | | | | | | | |
| | | 4 その他 | 20 | ①追加提案があれば記述すること。 | | | | | |
| | | | | 4 各機能に関する要件 | 330 | 必須 | | | |
| 1 固定資産管理システム | | | | | | | 22 | ①システム全体についてのレビューポイント等を具体的に記述すること。 | |
| | 2 各システム機能 | | | | | | | 23 | ①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのレビューポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題点を解決する機能及び対応策等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 |

| | | | | | | | | |
|-------------|-------------------|---|--|----|--|---|--|------------------|
| 2 固定資産管理機能 | 24 | ①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのレビューポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 40 | 必須 | | | | |
| | | 25 | | | ①現行システムの問題点を解決する機能及び対応策等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | | | |
| | | 26 | | | ①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのレビューポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | | | |
| | | 27 | | | ①現行システムの問題点を解決する機能及び対応策等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | | | |
| 3 交付金管理機能 | 28 | ①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのレビューポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | 20 | 必須 | | | | |
| | | 29 | | | ①現行システムの問題点を解決する機能及び対応策等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | | | |
| | | 30 | | | ①その他追加提案があれば記述すること。 | | | |
| | | 31 | | | ①平成20年度の「ハードウェア等」別途調達となる経費及びその積算根拠を明確に記述すること。 ②平成21年度の「運用・保守」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 ③平成22年度～平成25年度の「運用・保守」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 ④上記の見積りには、算出した工数(人日等)と、工数を金額に置き換える際の単価を記述すること。 | | | |
| 4 保険料管理機能 | 32 | ①本システムを稼働するために、想定されるハードウェア構成及びハードウェア要件を具体的に記述すること。 なお、製品は、業界標準に準拠したものを提案すること。 ②入力端末については、企業局LANで使用している職員PCにプログラムをインストールする必要がある場合は、そのプログラムについて具体的に記述すること。 ③サーバーに関しては、起動、バックアップ、電源切断について、その機能を具体的に記述すること。特にバックアップ機能は、職員にとりて扱いが安全で、経済的、効率的なものであること。 | 40 | 必須 | | | | |
| | | 33 | | | ①管理者及び利用者が利用する操作マニュアルについて、その様式を具体的に記述すること。 ②マニュアルは、管理者用、利用者用ともに、企業局事務及び固定資産管理事務に全く携わったことがない職員でも、分かりやすいものであること。 ③マニュアルの電子データは、後からの職員独自の加工が容易なものであること。 | | | |
| | | 34 | | | ①追加提案があれば記述すること。 | | | |
| | | 35 | | | ①追加提案があれば記述すること。 | | | |
| 3 その他 | 1 追加提案 | 34 | ①追加提案があれば記述すること。 | 20 | 必須 | | | |
| | | | 35 | | | ①追加提案があれば記述すること。 | | |
| | | | 36 | | | ①追加提案があれば記述すること。 | | |
| | | | 37 | | | ①追加提案があれば記述すること。 | | |
| 5 その他 | 1 今後の開発経費及び運用経費見積 | 31 | ①平成20年度の「ハードウェア等」別途調達となる経費及びその積算根拠を明確に記述すること。 ②平成21年度の「運用・保守」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 ③平成22年度～平成25年度の「運用・保守」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 ④上記の見積りには、算出した工数(人日等)と、工数を金額に置き換える際の単価を記述すること。 | 50 | 必須 | | | |
| | | | 32 | | | ①本システムを稼働するために、想定されるハードウェア構成及びハードウェア要件を具体的に記述すること。 なお、製品は、業界標準に準拠したものを提案すること。 ②入力端末については、企業局LANで使用している職員PCにプログラムをインストールする必要がある場合は、そのプログラムについて具体的に記述すること。 ③サーバーに関しては、起動、バックアップ、電源切断について、その機能を具体的に記述すること。特にバックアップ機能は、職員にとりて扱いが安全で、経済的、効率的なものであること。 | | |
| | | | 33 | | | ①管理者及び利用者が利用する操作マニュアルについて、その様式を具体的に記述すること。 ②マニュアルは、管理者用、利用者用ともに、企業局事務及び固定資産管理事務に全く携わったことがない職員でも、分かりやすいものであること。 ③マニュアルの電子データは、後からの職員独自の加工が容易なものであること。 | | |
| | | | 34 | | | ①追加提案があれば記述すること。 | | |
| 3 その他 | 1 追加提案 | 34 | ①追加提案があれば記述すること。 | 20 | 必須 | | | |
| | | | 35 | | | ①追加提案があれば記述すること。 | | |
| | | | 36 | | | ①追加提案があれば記述すること。 | | |
| | | | 37 | | | ①追加提案があれば記述すること。 | | |
| 4 各機能に関する要件 | 1 全般 | 22 | ①システム全体についてのレビューポイント等を具体的に記述すること。 | 40 | 必須 | | | |
| | | | 2 各システム機能 | | | 23 | ①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのレビューポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題点を解決する機能及び対応策等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | |
| | | | | | | | 20 | ①追加提案があれば記述すること。 |
| | | | | | | | | 21 |
| 4 その他 | 20 | ①追加提案があれば記述すること。 | | | | | | |
| | | 330 | 必須 | | | | | |
| | | | | 22 | ①システム全体についてのレビューポイント等を具体的に記述すること。 | | | |
| | | | | | 23 | ①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのレビューポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題点を解決する機能及び対応策等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 | | |

| | |
|------|------|
| 加算合計 | 1000 |
|------|------|

| |
|---|
| 発行日 |
| 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 |
| 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 |
| 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一（代表） |
| 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所 |
| 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇（代表） |